

頼芸 土岐左京太夫

頼次 土岐左馬助

右代先祖美濃国土岐郡住居仕候、其後数代左馬助  
父土岐左京太夫頼芸迄美濃領知仕、左馬助頼次儀

(徳川家康)  
権現様江

御目見仕知行千石被下置、于今御朱印私方ニ所持仕候、  
慶長十九年甲寅年十二月十日於城州伏見病死仕候、

頼勝 土岐土佐守 生国大和

土岐左馬助頼次惣領

権現様 (徳川秀忠) 台徳院様 (徳川家光) 大猷院様 御三代御奉公申上候、

大坂両度御陣御供仕候、播州齋村左衛門逆党二付 (致広)

御征討之節、土佐守頼勝播州江被遣働有之、  
其節分捕仕候太刀備

権現様江 上覽申候処、依 上意今以私方ニ伝来仕候、  
美濃国・河内国之内ニ而知行千石被下置、高家御奉公仕候、

御上洛之節供奉仕諸大夫被 仰付、  
寛文六丙午年十月十五日病死仕候、

頼直 土岐内匠 生国山城

土岐土佐守惣領

台徳院様 大猷院様 (徳川家綱) 厳有院様御三代表高家相勤、

貞享二乙丑年七月晦日病死仕候、

頼晴 土岐出羽守 生国武蔵

土岐内匠頼直惣領

大猷院様 嚴有院様 (徳川綱吉) 常憲院様御三代相勤、

天和三癸亥年三月朔日奥高家四品被 仰付

貞享三丙寅年十二月廿七日侍從被 (力) 仰付候、

元禄十五壬午年八月廿九日病死仕候、

頼泰 土岐兵庫

父出羽守江被下置候知行千石之内、惣領兵庫頼泰江七百石被下置、表高家相勤候処、

宝永三丙戌年七月廿六日、酒狂仕候二付、領知被召上、兵庫家断絶仕候、

頼行 土岐六之助 生国武蔵

常憲院様御代

元禄十五壬午年九月廿九日、父出羽守奉願候通、

跡式本高千石之内、七百石惣領兵庫江被下置、三百石願之通

六男六之助江被下置、小普請村越伊予守組江入、 (直成)

宝永三丙戌年四月日相知不申候、御書院番酒井紀伊守組江 (忠助)

御番入被 仰付相勤候処、病氣二付奉願、

同四丁亥年月日相知不申候、御番御免、小普請松平主計頭組江入、 (近藤)

朽木周防守組之節 (則綱)

享保三戊戌年五月十七日、病死仕候、

頼邑

土岐内匠 生国武蔵

土岐六之助頼行養子惣領

実父者

有徳院様御代

(徳川吉宗)

享保三戊戌年、養父六之助病氣差重候処、男子無御座候二付、

内匠儀従弟違之続ヲ以、急養子奉願置、同月十七日、病死仕候、

同年八月九日、養父六之助願置候通、跡式無相違被下置之旨、

於菊之間御老中御列座戸田山城守殿被仰渡、父時通小普請

(忠真)

朽木周防守組罷成、其後段々支配替、竹中周防守支配之節

(定矩)

元文二丁巳年十一月四日、西之丸御小性組松平備後守組江御番入被

(信錦)

仰付、相勤罷在候処、

延享二乙丑年二月九日、病死仕候、

頼寛

土岐亀之丞

高三百石、知行美濃国之内、

宿所北本所南割下木、

御小性組六番太田駿河守組、

(實倍)

家紋桔梗

菊